



2004年12月24日

高知県知事
橋本大二郎 様

部落解放同盟高知県連合
委員長 野島達



「三位一体改革」下での人権・同和行政の推進 及び指定管理者制度導入に関する要請書

貴台の部落差別の撤廃と人権確立へのご尽力に敬意を表します。

さて、いわゆる「三位一体改革」をめぐり、国と地方自治体との間で厳しい議論がおこなわれてきました。私たちは、「三位一体の改革」が、地方分権を進め、地域のニーズに根ざした行政を進めるという本来の目的・趣旨から離れ、税財源の地方分権よりも、地方交付税などの大幅削減を優先させ、国の財政負担を地方に転嫁することには断固反対であり、地方切り捨て、弱者切り捨ての数字合わせに終らせてはならないと考えます。

そして、今後は国と地方との関係が様変わりし、地方自治体の責任と役割が一層重要になり、首長の部落問題解決への姿勢や決意が人権・同和行政のあり方を大きく左右するものと認識しています。

いうまでもなく、差別撤廃と人権施策の推進は、国や地方自治体が責任を持って進めなければなりません。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」やそれに基づく「基本計画」、「人権教育のための国連10年」を継承・発展させた「人権教育のための世界プログラム」、「県人権尊重の社会づくり条例」及び「『人権教育のための国連10年』県行動計画」の具体化は、今後さらに発展させていかなければならない重要施策であると考えます。

また、これまでの同和対策における「施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである」とした地対協意見具申（1996年）の精神と現実の差別実態を踏まえるならば、「教育、就労、産業等」にかかる施策はきわめて重要です。

したがって、差別撤廃・人権施策の推進にかかる施策項目は、今後においても行政の責務として積極的に推し進めていくという観点に立って、「三位一体改革」のもとにおいても、「これまでの成果を今後の同和行政・人権行政に引き継ぐ」という原則を堅持し、下記のことについて特段の配慮をもって対処されることを強く要請いたします。

記

1 「三位一体改革」下での人権・同和行政の推進について

- (1) 「三位一体改革」の下で、差別撤廃・人権確立にかかる重要施策が、国と地方自治体間での政争の具にされて陥没するないように十全に配慮し、「従来の成果を損なうことのないように」推進されたい。

- (2) その際、今後の部落問題解決にあたっては、「福祉」、「就労」、「教育・啓発」、「まちづくり」等が重要な課題であることを踏まえ、明確な政策的位置付けを行わせたい。
- (3) 特に、次の事項については、特段の配慮を行なわせたい。
- ①部落問題・人権課題の解決のための重要な社会的資源である隣保館活動をさらに充実させ、活性化させる等、地域福祉にともなう施設に特段の配慮をすること。
 - ②部落問題解決への最重要課題である仕事保障や雇用創出のために、自立就労の支援にともなう施設に特段の配慮をすること。
 - ③差別を解消し、人と人との豊かな関係づくりを推進するために、周辺地区との一体化をはかる「人権のまちづくり」促進・支援の施策に特段の配慮をすること。
- 2 連続差別落書事件など相次ぐ部落差別事件の実態と県の対応を明らかにするとともに、部落差別による人権侵害の被害救済と部落差別事象の発生防止について見解を示されたい。また、県人権尊重の社会づくり協議会委員に部落問題の被差別当事者を選任されたい。
- 3 政府に対し、廃案となった「人権擁護法案」の修正論議の経過と到達点さらにはパリ原則を踏まえて、差別や人権侵害に苦しむ当事者を救済できる「人権委員会」設置を中心とする人権侵害救済に関する法律の早期制定を強く要請されたい。
- 4 「指定管理者制度」導入に関して
- (1) 部落内の公的施設の管理・運営において、「直営」方式、「指定管理者」方式のいずれで対応する方針であるのか、判断根拠も含め明らかにされさせたい。
また、「同和問題の解決に資する」という施設の特性、歴史的経緯を踏まえて、「部落問題解決の公的責任」を各施設についてどのように果たしていくのか明らかにされたい。
 - (2) 新制度導入のもとにおいて、部落内公的施設の「これまでの成果を今後の同和行政・人権行政に引き継ぐ」ための対応策を示されたい。
 - (3) 部落内の公的施設の指定管理者への移行に関しては、部落解放・人権の視点に立脚し、施設の「設置条例」の目的に「同和問題の解決に資する」との趣旨を明記されたい。
 - (4) 部落内の公的施設を「指定管理者制度」の対象とする場合、その指定民間団体の選定にあたっては差別撤廃・人権確立の観点から、下記のような選考基準を設けられたい。
 - ① 部落出身者の積極的雇用の状況
 - ② 応募団体における公正採用選考人権啓発推進員の設置状況
 - ③ 障害者の法定雇用率の状況
 - ④ 個人情報保護など人権に関する取り組み状況
 - ⑤ 就職困難者への就業支援の取り組み状況
 - ⑥ その他人権研修など人権に関する諸取り組み姿勢の状況

以上